

○自動車等の運転禁止

(第 107 条の 5 第 9 項)

**改正** 平成 24 年 12 月 3 日 平成 26 年 6 月 4 日  
 平成 27 年 3 月 12 日 平成 28 年 2 月 1 日  
 平成 29 年 3 月 12 日 平成 29 年 9 月 1 日  
 令和元年 12 月 1 日 令和 2 年 6 月 30 日  
 令和 3 年 3 月 12 日 令和 4 年 5 月 13 日  
 令和 5 年 7 月 1 日 令和 7 年 3 月 24 日

処分基準

令和 8 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 107 条の 5 第 9 項
処分の概要	自動車等の運転禁止
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 103 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで(免許の取消し、停止等)、第 107 条の 5 第 1 項及び第 2 項(自動車等の運転禁止等) 道路交通法施行令第 33 条の 2 の 3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第 38 条の 2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第 40 条(自動車等の運転の禁止の基準)
処分基準	病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。 点数制度等により 6 月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。6 月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。
問い合わせ先	交通部運転管理課 行政処分係(90 日未満の運転禁止)、聴聞・処分者講習係(90 日以上の運転禁止)

別紙 1

[別紙参照]

別紙 2

[別紙参照]